

2019年度女性部独自要求書

1. 長時間労働は「女性活躍推進」とは相容れないものであり、残業が前提となるような「働き方」をさせないよう配慮すること。真に仕事と家庭生活の両立支援をはかり女性の活躍を推進するために、「女性活躍のための特定事業主行動計画」の各数値目標を達成しても業務が滞ることのない人員体制すること。
2. 現在当局が推進している「女性活躍」は、管理職になることや特定部署の業務のみに光が当たるものとなっている。全ての女性職員がそれぞれの条件のなかで頑張ることこそが「女性活躍」であると位置づけ、誰もが輝いて働き続けられるよう、支援制度を充実すること。
3. 任期付職員・臨時講師・嘱託職員・臨時職員・日々雇用職員について、地方自治法・地方公務員法改正の趣旨を尊重し、業務の実態に見合う賃金、労働条件、任用について、抜本的な改善を前倒しで行うこと。たちまち、嘱託職員、臨時の任用職員、日々雇用職員の賃金単価を引き上げること。会計年度任用職員制度への移行にあたっては、これまでの経験や勤務実績を考慮し、移行後の賃金・労働条件が実質引き下げとならないようにすること。恒常的な業務に就いている臨時・非常勤職員は正規化すること。
4. 「新幹線鉄道等」利用の通勤手当について、「婚姻による転居」や「配偶者の就業・転勤に伴う転居」の理由も認めるとともに、額の2分の1とする制限をなくすこと。
5. すべての病気の特別休暇を180日に戻すこと。
6. 産休代替職員としての雇用期間については「産休代替任期付職員」を制度化し、任期付き職員としての雇用条件を確保すること。任期付き職員の採用時の研修を充実させるなど待遇を改善すること。
7. 専門職種の代替職員が確保できるよう、農業・土木等、国家免許職種以外の職についても前倒し採用ができるようにすること。
8. 育児・介護のための早出遅出勤務について、要件を緩和し、真に必要とする者が利用しやすい制度とし、現在実施中の試行を速やかに本格実施すること。
9. 育児短時間勤務、部分休業などについて、小学校就学の始期までに制限することなく、少なくとも小学校低学年までとれるようにすること。
10. ハラスメント防止対策が機能しておらず、不幸な事件が発生している。ハラスメントを未然に防止し、発生した場合は初期の段階で確実に対策が講じられるよう対策を徹底すること。現在のパワーハラスメント防止対策指針については次の改善を行うこと。
 - (1) 被害者保護を徹底し、些細な事でも相談できる環境を整えること。
 - (2) 申し立てのあったハラスメント事案については、第三者性を持つ調査対策委員会を設置すること。
 - (3) ハラスメント相談による対応に不服がある場合は、被害者・加害者双方が申し立てできるようにすること。
 - (4) ハラスメントは第三者が関連する場合があることを認め、適切な措置を取ること。
11. 学校等行事休暇の対象を限定せず日数を拡大すること。特に保育園の保護者会、学校のPTA等の役員活動、進路説明会、警報発令等による休校等、子の安全確保のための休暇を対象とし、日数を増やすこと。
12. 看護等休暇の日数加算について、子の対象を中学生まで拡大し、家族について日数を拡大すること。また、子どもに障害があるときは年齢制限を廃止すること。不登校の子に対応する必要がある場合は日数を拡大すること。
13. 更年期の健康管理休暇を新設し、リフレッシュ休暇を復活させること。
14. 病院・福祉施設に勤務する妊婦の勤務軽減措置の徹底を行うこと。夜勤については本人の申請がなくとも妊娠とわかった時点から免除すること。50才以上の職員の夜勤も免除すること。
15. 病院等の交代勤務職場において、夜勤免除がとりやすい条件を整備すること。
16. 水防等夜間の待機等へ入ることについては、育児や介護を行う職員の条件や意志を尊重し一律的取り扱いはしないなど十分に配慮すること。

17. 教育現場では、妊娠判明時から全期間に指導軽減措置を拡充すること。特別支援学校の妊娠軽減時間 を一日6時間に増やすこと。養護教諭については複数配置の学校にも軽減措置をすること。また、学期 を限定しないこと。
18. 育児休業・介護休暇等の要件を拡大・緩和するとともに、育児休業・介護休暇等の取得者に対する不 利益を一切なくし、人員増により取得しやすい環境整備を整えること。育児休業手当金は2歳までは無 条件に支給すること。また、制度、申請方法等について丁寧に周知するよう管理職に対し指導すること。
19. 生理休暇について、臨時職員についても有給で取れるようすること。
20. 人事評価制度は、個人競争の激化による協働意識の低下、長時間労働・精神疾患の激増、組織力の低 下等を招き、育児や介護に支障を来しかねないことから、誰もが意欲を持って働く、真に人材育成の ための公平・公正な制度に改めること。

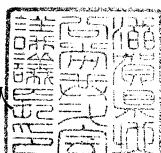
2019年10月23日

滋賀県知事 三日月 大造 様
滋賀県教育長 福永 忠克 様

滋賀県地方公務員労働組合共闘会議

議長

井上 博人



滋賀県職員組合

執行委員長

清水 庄次

女性部副部長

吉田 澄子



全滋賀教職員組合

執行委員長

澤 豊治

女性部長

山本乃里子

